

居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業概要

事業所名	特別養護老人ホーム 逗子杜の郷	
所在地	〒249-0004	
	神奈川県逗子市沼間1-23-1	
介護保険事業所番号	1472500857号	
管理者 連絡先	管理者	連絡先
	杉崎 歩	046-870-6800
サービス提供地域	逗子市全域、葉山町全域、鎌倉市十二所、浄明寺、大町、二階堂、材木座、横須賀市船越町、横浜市金沢区六浦	
	※ 詳細はご相談ください。	

2. 事業所の職員体制等

職種	人員
管理者	1名
介護支援専門員	3名（常勤3名）
事務担当者	0名

3. 営業時間

平日	土曜日	日曜日・祝日
8:30~17:00	8:30~17:00	休日

※ 年末年始（12/31~1/3）は「休日」の扱いとなります。

4. 当社のサービスの方針

当事業所は、要介護状態の高齢者の方の在宅生活を支えるため、利用者・家族の方と共に最適なケアプランを提供する事に努めます。また、介護保険代行申請、介護保険についての質問、介護相談を受付けますので、いつでもご相談ください。

要介護状態以外の方の健康相談、自立促進に関しても受け付けておりますのでお気軽にご相談下さい。

5. サービスの内容

- (1) 居宅介護支援事業所は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者を定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に

基づいてサービス提供が行われるよう事業所との連絡調整その他の便宜の供与を行います。

- (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが、多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。
- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業所に不当に偏ることがないように、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成にあたって利用者から居宅介護支援専門員に対して複数の居宅サービス事業所の紹介を求める事や、居宅サービス計画原案に位置づけた居宅サービス事業所等の選定理由を説明致します。
- (5) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (6) 介護支援専門員は、事業所から利用者に係る情報を受けた時やその他必要と認めた場合は、利用者の服薬状況、口腔機能、その他の心身又は生活に係る情報で必要と認められたものを、主治の医師若しくは、歯科医師又は薬剤師に情報提供を致します。
- (7) 事業所は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、事業所等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者についての解決すべき課題を把握し、必要に応じて居宅サービス計画の変更、事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (8) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (9) 利用者が病院又は診療所に入院する場合は、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資すると共に、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにつながる為、利用者が病院又は、診療所に入院する必要性が生じた場合は、担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先医療機関に伝えて頂きたい。
- (10) 多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から「ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病患者等、他の制度に関する知識等」に関する事例検討会、研修等に参加をする。…特定事業所加算要件

6. サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援については、利用者の負担はありません。

7. 事故発生時の対応について

- (1) 利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

8. 虐待の防止について

事業所は利用者の人権擁護、虐待防止等のため必要な措置を講じます。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催 年6回
- ・指針の整備
- ・研修の実施 年2回 その他外部研修への参加
- ・担当者の定め 管理者；杉崎 歩

- (1) 成年後見制度の利用を支援していきます。
- (2) 苦情解決体制の整備を行います。
- (3) 研修の実施により虐待予防の啓発・普及に努めます。

9. 身体拘束の適正化

利用者又は、他の利用者の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない。

- (1) 身体拘束等行う場合には、その態様及び、その際の利用者の心身の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する事を義務付ける。

10. 秘密保持と個人情報の保護について

利用者様及び家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業所は利用者の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。
- (2) 事業所及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。
- (3) 事業所は業務上知り得た利用者及び家族の秘密を従業者に保持させるために、従業者の守秘義務については業務を終了した後や従業者の退職後も継続するように雇用契約を結んでいます。

個人情報の保護について

- ① 事業所は予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様の個人情報を利用いたしません。また、利用者の家族の個人情報についても予め文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を利用いたしません。

- ② 利用者、及び利用者の家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を以って管理し、処分の際にも第三者へ漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業所が管理する情報については利用者の求めに応じてその内容の開示をすることとし、開示の結果、情報の訂正・追加又は修正を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際しての複写料などの発生する場合は利用者負担となります。）

11. 業務継続計画（BCP）

感染症や非常災害の発生時において利用者に対して、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画を策定するとともにその計画に従い、研修及び訓練を実施するものとする。

12. 相談窓口・苦情対応

当 施 設 窓 口	特別養護老人ホーム 逗子杜の郷 管理者 杉崎 歩	電 話 番 号	046-870-6800
		F A X 番 号	046-870-6805
		対 応 時 間	8:30~17:00（月~土）
市 町 村 介 護 保 険 相 談 窓 口	逗子市役所福祉部 高齢介護課	電 話 番 号	046-873-1111
	葉山町役場福祉課 介護高齢係	電 話 番 号	046-876-1111
	鎌倉市高齢者いきいき課	電 話 番 号	0467-23-3000
	横須賀市役所介護保険課	電 話 番 号	046-822-8253
	横浜市金沢区サービス課 介護保険担当	電 話 番 号	045-788-7868
神 奈 川 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会	介 護 苦 情 相 談 係	所 在 地	横浜市西区楠木町 27-1
		電 話 番 号	045-329-3447
		対 応 時 間	9:00~17:00
か な が わ 福 祉 サ ー ビ ス 運 営 適 正 化 委 員 会	苦 情 相 談 受 付	所 在 地	横浜市神奈川区反町 3丁目 17-2
		電 話 番 号	045-311-8861
		F A X	045-312-6302
		対 応 時 間	平日 9:00~17:00

13. 当施設の概要

名 称	特別養護老人ホーム 逗子杜の郷
代 表 者 名	理事長 塩野 正喜
所在地・電話	〒249-0004 逗子市沼間 1-23-1 046-870-6800
関 連 施 設	湘南鎌倉総合病院・湘南鎌倉人工関節センター・特養かまくら愛の郷 介護老人保健施設リハビリケア湘南かまくら・湘南かまくらクリニック 愛心訪問看護ステーション・介護老人保健施設ゆめが丘 湘南葉山デイケアクリニック・葉山ハートセンター・ 介護老人保健施設かまくら

14. その他（注意事項等）

- ・ 居宅介護支援提供に先立って介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期限）を確認させていただきます。被保険者の住所などの変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせ下さい。
- ・ 贈り物、訪問時のおもてなしは一切辞退いたします。
- ・ 担当の居宅介護支援専門員に特段の事情がない限り1月1回以上利用者の居宅に訪問し、利用者及び家族への面接を行います。
- ・ 居宅サービス計画の原案の内容について、利用者及び家族へ説明し、その同意を得たうえで交付いたします。
- ・ 居宅サービス計画の新規作成および認定更新・変更申請時にサービス担当者会議を開催します。その際は利用者及び家族にご出席いただきます。

※運営基準上、事業所の運営規程の概要、重要事項等について事業所内での掲示及び、法人のホームページ又は、情報公表システム上に掲載・公表します。

居宅介護支援重要事項説明書（別紙 2）

サービス利用料及び利用者負担

（1）利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、利用者負担はありません。

（i） 1ヶ月あたりの介護保険給付金額（基本単位数）

（1）居宅介護支援費

算定項目名	対象者	保険給付 単位数	保険給付 金額（※）
居宅介護支援費Ⅰ（介護支援専門員1人当たりの利用者45人未満の場合）	要介護1・2	1.086 単位	11.772 円
	要介護3～5	1.411 単位	15.295 円
居宅介護支援費Ⅱ（介護支援専門員1人当たりの利用者が45人以上60人未満の場合）	要介護1・2	544 単位	5.896 円
	要介護3～5	704 単位	7.631 円
居宅介護支援費Ⅲ（介護支援専門員1人当たりの利用者が60人以上の場合）	要介護1・2	326 単位	3.533 円
	要介護3～5	422 単位	4.574 円

※当事業所の1単位当りの単価は、10.84円になります。

※居宅介護支援費（Ⅱ）はケアプランデータ連携システム活用かつ、事務職員の配置を行っている場合に算定できる。居宅介護支援費（i）は50件以上である場合。50件以上～60件未満（ii）60件以上（iii）を算定する。（逡減性の適用）

※予防居宅介護支援費の算定に当っては、取扱い件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じた件数に加える事。

（ii） 1ヶ月あたりの介護保険給付金額（加算単位数・減算単位数）

加算 算定項目	内容	保険給付 単位数	保険給付 金額
初回加算	新規に居宅介護支援を提供する場合	300 単位	3.252 円
入院時情報連携加算（Ⅰ）	病院又は診療所に入院してから入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対し必要な情報提供を行った場合	250 単位	2.710 円
入院時情報連携加算（Ⅱ）	病院又は診療所に入院してから翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位	2.168 円
退院・退所加算（Ⅰ）イ	病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける場合	450 単位	4.878 円
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	病院等の職員から利用者の情報提供をカンファレンスにより1回以上受ける場合	600 単位	6.504 円

退院・退所加算 (Ⅱ) イ	病院等の職員から利用者の情報提供を カンファレンス以外の方法により2回以上受け る場合	600 単位	6.504 円
退院・退所加算 (Ⅱ) ロ	病院等の職員から利用者の情報提供を 2回受けており、1回以上はカンファレンスに よる場合	750 単位	8.130 円
退院・退所加算 (Ⅲ)	病院等の職員から利用者の情報提供を 3回以上受けており、1回以上はカンファレ ンスによる場合	900 単位	9.756 円
ターミナルケア マネジメント加算	死亡日及び死亡日前日 14 日以内で 2 日以上 訪問し、心身の状況を記録したものを主治医 とサービス事業所に提供した場合	400 単位	4.336 円
通院時情報連携加 算	医師、歯科医師の診察を受ける場合、同 席して必要な情報提供を行い、情報提 供を受けた場合	50 単位	542 円
緊急時等居宅 カンファレンス加算	病院又は診療所の職員と共に利用者の 居宅に訪問し、カンファレンスを行った場合	200 単位	2.168 円
特定事業所加算Ⅰ	特定事業所としての、人員基準・運営基 準を満たし届出を行った場合	519 単位	5.625 円
特定事業所加算Ⅱ		421 単位	4.563 円
特定事業所加算Ⅲ		323 単位	3.501 円
特定事業所加算(A)		114 単位	1.235 円
特定事業所医療介 護連携加算	特定事業所として退院・退所加算・ター ミナルマネジメント加算の算定回数 の要件を満たした場合	125 単位	1.355 円

減算 算定項目	内容	保険給付 単位数	保険給付 金額
特定事業所集中減算	特定のサービス事業所に集中して、 サービスを位置付けた場合	-200 単位	-2.168 円
運営基準減算	担当者会議の未開催など、運営基準 に適合していない場合	基本単位数の-50% 2ヶ月以上継続する場 合は算定しない	
業務継続計画未実施 減算	感染症、災害時の業務継続計画 BPC 策 定未実施	所定単位数 100 分の 1 に 相当する単位	

※利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合は、上記に係る保険給付金額は一旦全額お支払い頂きます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えて、住所地の市町村に支給申請を行って下さい。

【説明確認欄】

西暦 年 月 日

サービスの契約の締結にあたり、居宅介護支援重要事項説明、別紙2、サービス割合に関する説明をしました。

事業者 所在地 逗子市沼間 1-23-1

名称 特別養護老人ホーム 逗子杜の郷

説明者

サービスの契約の締結にあたり、居宅介護支援重要事項説明、別紙、サービス割合に関する

説明を受け内容について同意をし、交付を受けました。

利用者 住所

氏名

立会人又は代筆者 住所

氏名

作成者； 社会福祉法人湘南愛心会
特別養護老人ホーム逗子杜の郷

2024年4月1日付け改正